○財務省告示第二百七十二号

六条第 年 政令: ア メ 第四 IJ 項 力 百 \mathcal{O} 合 規定 衆国 十八号) に を ょ 原 第 り 産地とする玉軸受等について、 報 条 復 関 \mathcal{O} 規 税 を 定に基づき、 課することが 次の 決定され とおり告示する。 関税定率法 たの で、 (明治四十三年法律第五十四号) 第 報 復 関 税等 に 関 す る 政 令 (平成六

平成二十五年八月二十日

財務大臣 麻生 太郎

報復関 税 に 係 る措置 \mathcal{O} 対象となる国 ア メリカ 合衆 玉 $\widehat{\mathcal{J}}$ 工 ル 1 ij コ を含 む。 以 下 同 U

報復関 税 に係 る措置 0) 対象となる貨物 \mathcal{O} 品品 名、 銘柄、 型式 及び特徴

輸入統計品目表七二二一・三○ - ○○○に分類されるもの	ステンレス鋼の棒
分類されるもの	
以外のもので、輸入統計品目表七二二二・二〇 - 〇〇〇に	
冷間成形又は冷間仕上げをしたもので、更に加工したもの	ステンレス鋼の棒
一 - 〇〇〇に分類されるもの	
したもの以外のもののうち、輸入統計品目表七二二二・一	
熱間圧延、熱間引抜き又は押出しをしたもので、更に加工	ステンレス鋼の棒
銘柄、型式及び特徴	品名

鉄鋼製の管及び中空の形材	継目なしのもので、鋳鉄製のもの以外のもののうち、輸入
	統計品目表七三〇四・五九 - 〇二〇に分類されるもの
玉軸受	輸入統計品目表八四八二・一〇 - 〇〇〇に分類される
円すいころ軸受	輸入統計品目表八四八二・二○ - ○○○に分類されるもの
針状ころ軸受	輸入統計品目表八四八二・四○ - ○○○に分類される
円筒ころ軸受	輸入統計品目表八四八二・五○ - ○○○に分類されるも
その他のころ軸受	輸入統計品目表八四八二・八○ - ○○○に分類される
玉軸受及びころ軸受の部分品	輸入統計品目表八四八二・九一 - ○○○に分類されるもの
(玉、針状ころ及びころ)	
玉軸受又はころ軸受の部分品	輸入統計品目表八四八二・九九 - ○○○に分類されるもの
(玉、針状ころ及びころ以外	
のもの)	
軸受箱(玉軸受又はころ軸受	自動車用のもので、輸入統計品目表八四八三・三〇 - 〇
を有するものを除く。)及び	○に分類されるもの
滑り軸受	

を 軸 有す 受 箱 る 玉 ŧ \mathcal{O} 軸 を除 受又 < はころ 及 び 軸 受 \bigcirc 自 動 車 用 以 外 \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} で、 輸 入 統 計 밆 目 表 八四 八三・三〇

滑 り 軸 受

> 九 \bigcirc に分類されるも \mathcal{O}

報復 関税 に 係 る措置 0) 内 容

Ł \mathcal{O} 二に掲 $\widehat{\mathcal{T}}$ メリ げ る貨物 力 合 衆 で 玉 平 を 成二 原産 + 地 五. とする 年 九 月 ŧ 日 \mathcal{O} に か ら 平 限 る。 成二十六 につい 年八月三十一 て は、 般 日 \mathcal{O} 関 ま 税 で 0) \mathcal{O} 間 ほ に か 輸 + 入 さ 七 れ 兀 る

兀 % \mathcal{O} 報 復 関 関 税 を課 税 に いする。 係る措置をとる 理

由

1 界貿 易機 に 生 による 関 産 アメ ア 易 す 関 者 メ る了 税収 機 等 IJ を設 IJ 関 に 力 力 合衆 合衆 協定 立する を、 解第二条に 分 配 する規 国に 玉 違 不当廉· 千 マラケシ 反 お が 九 規定す 定 いて、 百三十 確 売 であ 関税等に係る措置 定 ユ L Ź 年 不当廉 協定をいう。 る)紛争. が、 関 バ 税 解決機 売関 法第 ド 修 税 七 正 を申 関 条 及 以下同じ。 百 項 び (平成 五. (以 下 . 請 相殺関 + 0 撤 兀 Ļ 十五 廃 条 紛 等 又は 税 (以 下 争解 附 が (以 下 申 年 勧 属 書二紛 告されたところである。 決 請を支持 「バ 機関 月、 「不当 争 世 ド という。 界貿 修 L 廉売関 解決に係る たア 正 易 条 機 メ 税等」 項 IJ 関 にお 規 とい 協 力 則 合 とい 定 う。 衆 ** \ 及 て、 び 世 玉 カン 界 内 手 世 貿 続 は \mathcal{O}

]

とか 品 成 認 成 月 + さ +メ 0 目 八 七 対 IJ に れ 5 年 抗 力 0 <u>_</u> 年 · 政 7 措 合 凣 衆 て、 令第二百 置 月三 \bigcirc 玉 \mathcal{O} \mathcal{O} 匹 承 は 規 + 般 認 模 平 _ に \mathcal{O} 八 に 勧 + 告 関 日 成 基 関 · 九 号) 税 ま づ す + 0 で き、 Ź 六 履 \mathcal{O} 仲 \mathcal{O} 行 ほ 間 を制 我 裁 年 か \mathcal{O} 12 決 期 が 定を + 定 月、 限 輸 玉 入され し、 五. は、 経 同 我 % <u>-</u> 年 て、 玉 \mathcal{O} が るア 関 軸 十二月) 玉 受等 \bigcirc 税 同 は 五 を メ 年 $\dot{+}$ 課 IJ に 紛 平 を経 すこととし 力 対 __ 争 合衆 成十 月、 解 L て 決 過 七 玉 課 機 紛 L す た後 を 争 関 た 年 原 る 解 に 九 t 産 報 決 対 勧 月 復 抗 地 機 告 関 とす 関 措 を 日 税 に 置 履 る か ょ を 12 玉 行 ら二〇 関 ŋ 申 軸 す 対 請 L 受等 Ź 抗 な L \bigcirc 措 政 カン 0 令 置 0 同 た 年 が 平 平 五. 八 承

え、 り、 た カン ょ ころ軸 _ +) <u>_</u> 年九 ŧ 5 る 世 税 \mathcal{O} 紛 受の 年 〇六 月 界 争 の 、 収 対 貿 九 解 に <u>-</u> <u>一</u>品 とな 易 月 日 決 0 (平成十 V 及 機 機 \bigcirc 関 関 目 る 日 びニ() て に 七 に に 貨 協 は ょ 物 定に 八 報 0 平 Ŏ る V) 経 復 及 年二 基づ 関 七 勧 成 十 び 過 告 税 税 措 平 九 月、 に 率 7 が 置 \bigcirc 履 係 成 7 とし を 年十 直 行 る + 維 ア 六 メ 措 九 接 3 て 引 持 % IJ れ 月 置 又 L き続 年 は 力 た 7 0 ___ 合 対 間 日 Ļ 九 上 1 で、 象とな 月 接 な き ょ 衆 に 同 り 1 玉 年 日 報 本 状 条 に 前 る貨: 間 に 邦 復 態 項 お 12 そ 延 関 に が 通 V) に 基づ て、 物 れ 税 与えら 継 関 長することとし さ ぞ 及 を 続 < バ び れ 課 れ L た貨 て] 税 率 れ 分 す 年 る た 配 ド 1 を変 利 た。 物 間 期 修 が 益 間 行 に 正 延 この た。 更 を守 条項 長 係 わ を二〇 れ る し、二〇〇 宝 る必 よう さらに、 不 0) ることと 軸 当 廃 \bigcirc 受及 六 要が な事 止 廉 法 平 売 な 関 が てバ 八 あ 情 円 成 成 ること を 0 税 平 等 す + 踏 7 立 力, 成 八 お に ま

口

目 年九月一日に税率をそれぞれ九・六%、)年九月一日に、 (平成二十一) 年九月一日、二〇一〇(平成二十二) 年九月一日及び二〇一一(平成二十三) について、 四・〇%) し、 報復関税に係る措置の対象となる貨物及び 年間延長することとし 四 · %、 一 た。 七%に変更し、二〇一二(平成二十四 税率を変更(円すいころ軸受一品

て、十七・ 八月三十一 る貨物及び われており、 二〇一三(平成二十五)年八月現在においても、バード修正条項に基づく分配は引き続き行 兀 税率を見直 日までの間に輸入されるアメリカ合衆国を原産地とする玉軸受等の十三品目につい % 紛争解決機関による勧告が履行されてい 0 報 復関税を課することとした。 Ļ 二〇一三(平成二十五)年九月一 ない状態が継続 日 カ ら二〇一四 してい るため、 (平成二十六) 年 対象とな

五 その他参考となるべき事項

イ 対抗措置の規模

された 国の二〇 バー · ド 修 額) 正条項による日本産 0 範 財 囲 政 内 年 であ 度に おける当該 品品 に係る直近年の 分配 額 に基 づ き約五 分配額に〇 十八 六億 七二を乗じた額 円) (紛争解決機 (アメリカ合 関 に 承 衆 認

ロ 報復関税の課税対象貨物及び税率変更の理由

報 復 関 税 12 係 る 措 置 \mathcal{O} 内 容 に つい ては、 紛 争 解 決 機関 に より承認され た対抗 7.措置 0) 規 模 0) 範

囲内 政年度にお を含む。 に お)を踏まえ、 ١ ر けるバ て、 発動後一年ごとに見直すこととされているため、 ド 課税 修正. 対象貨物 条項による日 及び税率を変更した。 本産品に係る分配 額 (過 去 アメリカ合衆国 0 留 保額 か ら分配され の二〇一二財 た額

か に 対 抗 措 が に 対 抗 措 り カ

置を終了する。

リカ合衆 玉 が、 バー ド修正条項に関する世界貿易機関 の勧告を履行した場合には、 速や

ニ その他

課税 F 紛 対 修 争 Ē 解 象貨物 条 決 頃に 機関 及 ょ び税率等に \mathcal{O} る 承認によれば、 直 近 年 . О ついて、 分配額 対抗措置の規模は、 に 発動後 基 づき算出することとされていることから、 年ごとに見直す。 アメリカ 合衆国政府により公表され 報 復関 税 たバ \mathcal{O}